

同時発表：九州運輸局

令和5年10月13日
物流・自動車局旅客課

西日本鉄道(株)の乗合バスの上限運賃変更認可について

令和5年6月15日付で西日本鉄道株式会社より申請のあった、乗合バスの上限運賃の変更について、本日、国土交通省として認可いたしました。

乗合バスの上限運賃の変更認可にあたっては、道路運送法第9条第1項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされており、さらに、同法第88条の2に基づき、運輸審議会に諮らなければならないこととされています。

令和5年6月15日付で申請のあった、西日本鉄道株式会社の乗合バスの上限運賃変更について、運輸審議会に諮問したところ、9月21日付で「申請どおり認可することが適当である」旨の答申が示されました。これを受け、本日、国土交通省として申請どおり認可をいたしました。

○運賃改定の申請概要

- 申請事業者：西日本鉄道株式会社（福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目5番7号）
代表取締役社長執行役員 林田 浩一
- 対象路線：一般バス全路線（協議運賃路線を除く。）
- 主な改定内容

	現 行	申 請
○対キロ区間制運賃		
① 基準賃率	<u>33円70銭</u>	<u>42円50銭</u>
② 初乗運賃	<u>170円</u>	<u>220円</u>
○特殊区間制運賃		
① 福岡市内1区	<u>190円</u>	<u>220円</u>
② 福岡市内2区	<u>240円</u>	<u>280円</u>

※現行の基準賃率は消費税5%、申請の基準賃率は消費税10%を含む

- 平均改定率
19.88%
- 実施日（予定）
令和6年1月20日

連絡先 物流・自動車局旅客課 佐藤、沖、秋葉
TEL:03-5253-8111(内線41204, 41233)
TEL:03-5253-8568(直通)